

国立療養所菊池恵楓園の土地等を地方公共団体
又は地域住民等の利用に供するための指針に基
づく保育施設の整備・運営事業者公募の公示

次のとおり、公募について公示します。

平成23年2月4日

契約担当官
国立療養所菊池恵楓園
園長 原田 正孝

1. 事業名

国立療養所菊池恵楓園（以下「恵楓園」という。）の土地等を利用した保育施設の
の運営事業

2. 事業概要

恵楓園が土地等を貸与し、土地等を借り受ける事業者自らが、別添「国立療養所
菊池恵楓園の土地等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針」（以
下「指針」という。）で定める保育施設を整備のうえ運営の一切を行うものである。

3. 事業期間及び土地等の貸付期間

事業期間及び土地等の貸付期間は、貸付開始日より10年とする。

4. 参加する者に必要な資格

- (1) 恵楓園の指針と合志市の保育行政をよく理解し、事業を遂行できる十分な資力、
信用を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、
非保佐人又は補助者であっても、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、
特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等の営利を目的としない者であり、
かつ、以下の要件を満たす者であること。
 - ① 定款又は寄付行為若しくは定款に準ずる規約等を定めており、適正な運営が行
われることが確実であると認められること。
 - ② 宗教活動や政治活動を目的としないものであること。
 - ③ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、指示又は反対することを目
的とするものでないこと。
 - ④ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）
（以下「暴力団等」という。）の統制下でないこと。なお、契約締結後、暴力団
等と関係があることが判明したときは、契約を解除することがある。

5. 貸付土地等

所在地：熊本県合志市栄3796

土地等：旧看護学校建物425.08㎡及び旧看護学校建物に隣接する敷地457.38㎡とする。

6. 公募に係る説明会

本件公募の説明会を以下のとおり開催する。

- (1) 日時：平成23年2月14日（月）10時00分～
- (2) 場所：国立療養所菊池恵楓園 会議室

7. 応募方法

事業実施希望者は、別に配布する「国立療養所菊池恵楓園の土地等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針に基づく保育所整備・運営事業者公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づき、関係書類を添えて応募申込書を提出すること。

8. 選定方法

(1) 選定方法

提出された応募申込書の内容を恵楓園審査委員会が審査のうえ、最も優れた一者を選定し、恵楓園入所者の意見を聴する。

その後、関係法令に基づく協議、承認申請等を踏まえ、最終的に審査結果及び国立療養所菊池恵楓園長の意見書を厚生労働大臣あて送付し、厚生労働大臣が審査のうえ決定する。

(2) 審査事項

以下の事項を重視して審査を行う。

- ①組織運営に関すること（法令上の基準に基づく適切な運営組織、恵楓園の指針及び本事業内容についての理解と熱意、過去の指導検査等の状況 等）
- ②財政運営に関すること（運営資金の確実性、財政状況及び収支状況 等）
- ③事業運営に関すること（最低基準その他の要件を満たしていること 等）
- ④事業計画に関すること（事業計画や過去の実績等を総合的に勘案して、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続して提供されると判断されること等）
- ⑤恵楓園入所者との交流に関すること（恵楓園行事への参加及び交流に関する具体的な考えについて 等）

9. 手続き等にかかる担当部署等

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

国立療養所菊池恵楓園 事務部会計課

電話：096-248-1131（内線216）

FAX：096-248-4570

担当者：会計課長

10. 公募要項の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成23年2月4日から平成23年3月3日

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。

イ 交付場所

9. に同じ

11. 応募申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期間

平成23年3月3日 17時15分必着

イ 提出場所及び方法

9. に同じ。持参又は郵送による。

12. 質疑及び回答

①質疑の方法

応募申込書の記載方法等、その他質疑がある場合には、質疑の内容を「公募要項」にある「質問票」に記載のうえ、郵送又はFAXにて恵楓園担当者あて送付すること。電話及び口頭による質問は受付いたしません。

②回答方法

全ての質疑及び回答を、随時、恵楓園の掲示板及びホームページで公表する。

③提出期間

平成23年2月4日から平成23年2月25日

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。

13. 選考結果の通知

選考結果については、恵楓園の審査が終了次第、速やかに文書をもって通知する。